

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	うるま市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人及び住民票は無いが居住実態がある者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料から、個人住民税額を算出し賦課する。1. 課税対象者情報の準備・賦課期日1月1日現在の住民基本台帳情報を取得し課税対象者情報を作成する。2. 課税資料收受業務・確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料を收受する。・課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。・当初課税支援システムに課税資料を取り込み、資料の宛名情報を基に内部識別番号と突合し個人の特定をし、資料の内容を精査する。・精査した資料を名寄せし、当初課税用データを作成する。3. 賦課決定業務・当初課税用データをAcrocity個人住民税に取込み、賦課情報を作成する。・税額通知書、納付書作成のため、委託先に賦課情報を提供する。・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。・賦課情報を中間サーバーに登録する。・賦課情報を庁内他課へ移転する。・賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。4. 調査業務・扶養控除等の対象要件を調査する。・各種支払調書等課税資料を調査する。・給与支払報告書未提出事業所を調査する。・申告書等の未提出者を調査する。・調査において、賦課情報に変更が生じた場合は、再度、個人住民税額を算出し賦課する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	Acrocity個人住民税(個人住民税システム)→Acrocity標準仕様対応版
②システムの機能	1. 課税対象者管理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 課税支援連携処理機能 当初課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。 3. 当初課税処理機能 当初課税支援システムから当初課税用データを取り込み、賦課計算を行い、賦課情報を作成する。 4. 課税情報管理機能 賦課決定した所得、控除、税額等の情報を管理する。住民税の徴収方法や納期、納期毎の税額の情報を管理する。特別徴収義務者(事業者)の特別徴収税額等の情報を管理する。 5. 異動、更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。退職等により特別徴収税額に異動が生じた場合に徴収方法変更処理を行う。 6. 扶養情報管理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 通知書等発行機能 普通徴収及び特別徴収に関する通知書を発行する。 8. 照会・発行処理機能 各種データの照会と所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。 9. 公的年金特別徴収事務機能 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。 10. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	当初課税支援システム→税務LAN
②システムの機能	1. 給報、年金エントリ機能 給報、年金データの取り込みと課税用番号の付番を行う。また給報記載内容の単票検算や、他市回送処理を行う。 2. 国税連携エントリ機能 KSKデータおよびe-Taxデータを取り込み、名寄せおよび各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。 3. 申告受付機能 確定申告、市民税・県民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 4. 申告受付後チェック、合算機能 登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初課税用データを作成する。 5. イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給報や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージデータ（給報、年金、申告書）を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、一般社団法人地方税電子化協議会からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。 1. 公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する。 2. 国税連携機能 国税庁から送られてくる確定申告書データ等を管理する。 3. 電子申告機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書（異動届出書等）、税額通知データを送受信し管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（在留カード等発行システム）

システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。 1. 確定申告書データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告書データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能 5. 国税庁とのデータ連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	1. 資料イメージデータ取込機能 紙で作成された課税資料をスキャニングし、生成したイメージデータ及び当初課税支援システムにて生成したイメージデータを取り込む。 2. 統合管理機能 取り込んだ課税資料のイメージデータを宛名等で名寄せ管理し、検索、閲覧、編集を行う。 3. 他市回送資料出力機能 所定の様式による他市への回送用課税資料を出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。

②システムの機能	5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム7	
①システムの名称	MICJET番号連携サーバ(統合宛名管理)
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人及び住民票は無いが居住実態がある者並びに本市に住所を有しないその配偶者及び被扶養者。 ・本市に事業所や家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種課税資料(確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。
その必要性	番号制度導入により、給与支払報告書や申告書等の課税資料に個人番号が記載されることとなり、その課税資料を収受して当初データを作成するため、また、保有した特定個人情報に基づき、納税通知書等の作成を行うため、特定個人情報を保有する。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を特定するため記録する。 2. 連絡先等情報 対象者の賦課要件、世帯情報の確認をし、納税通知書等の送付先、本人への連絡先を把握するため保有する。 3. 業務関係情報 国税関係情報:対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録する。 地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、税額通知・証明証等の帳票印刷を行うために記録する。 生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のために記録する。 年金関係情報:対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、障がい福祉課、介護長寿課、子ども家庭課、保育子ども園課、子育て世代包括支援センター、福祉保健課、保健課、産業課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構)) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		1. 申告、届出の受付 2. 課税資料に関する調査・照会 3. 個人市民税・県民税額の算出 4. 税額の決定、変更の通知
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税資料受付事務 各種課税資料等(確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)に記載された個人番号を取得し、内部識別番号と紐付けする。 住民基本台帳情報、生活保護受給対象者情報により課税対象かどうかを判断する。 住登外課税を行う場合は、住登地市町村に送付する地方税第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。
情報の突合		・課税資料等と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている。 ・課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		基幹情報システム(個人住民税システム含む)運用管理業務委託
①委託内容		システム運用及び保守に関すること
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		沖縄行政システム株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		課税情報のエントリ	
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社国和システム	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		eLTAXの運用管理	
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		基幹情報システム(個人住民税システム含む)運用管理業務委託	
①委託内容		システム運用及び保守に関すること	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (60) 件 ☐ 移転を行っている (12) 件 ☐ 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については別表提供先一覧を参照
①法令上の根拠	別表提供先一覧を参照
②提供先における用途	別表提供先一覧を参照
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)のうち課税年度別の個人住民税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別表提供先一覧を参照
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収義務者が納税義務者に特別徴収税額を通知し、特別徴収事務を行うため
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 国税通則法第74条の12第6項
②提供先における用途	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧

③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (国税連携 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、特別徴収事務を行うため
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象年金所得者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(随時)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表移転先一覧を参照
①法令上の根拠	別表移転先一覧を参照
②移転先における用途	別表移転先一覧を参照
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)のうち課税年度別の個人住民税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者

⑥移転方法	☒ 市内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・申告書及び届出書等の紙やデータ授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない室内で取り扱う。 また使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納している。 ・データの保管は、予め登録された者の生体認証により、入退室管理を行っている室内(データセンター)で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより、不要な情報を入手することを防止する。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者及び法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ・eLTAXによる入手については、eLTAXの利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・システムにログインする際に、ICカード認証による利用者権限を設定し、権限のない者による情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口(職員による受付など)に限定することで、搾取・奪取が行われないようにしている。 ・eLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいてうるま市の課税対象者と合致するか確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。 ・事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。 ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。 ・人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。

その他の措置の内容	・アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。 ・不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 ・成りすましを防止するため、ICカードによる認証を行い、ICカードを抜けば画面が表示されない仕組みとする。元の画面に復帰する場合は再度ICカードによる認証を行う。 ・画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度パスワードによる認証を行う。 ・外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。 ・特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行うことで、個人情報保護を事務外での利用をしないように周知している。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。 ・委託先に対しては、契約書において、個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない旨明記している。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・守秘義務 ・複写及び複製の禁止 ・提供資料の返還 ・個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・漏えい、滅失等の防止 ・従事者への周知 ・事故発生時の報告義務 ・個人情報の持出しの禁止 ・再委託の条件 ・実地調査及び報告 ・取扱者の明確化 ・ISO9001, JIS Q 15001, ISO(JIS Q)27001の取得義務 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・市の承諾を得たときを除き再委託を禁止とし、再委託先においても特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保をする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。 ・庁内への「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可したもののみ行うこととしている。 ・委託先への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再委託の許諾の方法について規定する。			
その他の措置の内容	・情報の提供について、納税通知書や市民税・県民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知の発送に当たっては、発送記録を残している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・情報の提供については、納税通知書や市民税・県民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知の発送に当たっては、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ・提供先への情報の正確性を保つため、入力項目において整合性のチェックを行った情報を提供している。 ・eLTAXでの連携については、予め定められた使用に基づくデータ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携を防止している。 ・納税通知書・市民税・県民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者及び送付先の確認を徹底している。 ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の確認を徹底している。 ・eLTAXでの連携については、送付先は地電協に限定されることから、誤った情報を誤った相手に送付することはない。また、送付するデータも予め定められた使用に基づくデータ連携であるため、誤った情報をやり取りすることはない。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の提供を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <うるま市における措置> ・入退室管理及びICカード認証を常時行っている室内にてデータを保管する。 ・特定個人情報が記載された書類等を破棄する場合、焼却又は溶解等の復元が不可能な手段により破棄を行う。 ・特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を破棄する場合、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段により破棄を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・情報セキュリティや情報漏えいに関する記事について、職員へ周知している。 ・それぞれの役割や情報セキュリティについての理解度を高めるため、正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行うことで、個人情報の事務外での利用をしないように周知している。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 情報公開担当 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-974-3111(内線1352)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	うるま市役所 財務部 市民税課 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-973-5382
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	内容中「居住自体がある者」	内容中「居住実態がある者」	事後	記載誤り
平成30年6月18日	II 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	59件	57件	事後	集計誤り
平成30年6月18日	別表移転先一覧	6 生活福祉課、7 健康支援課、8 保育課、11 建築工事課	6 保護課、7 こども健康課、8 保育幼稚園課、11 維持管理課	事後	組織改編
平成30年6月18日			1、4の項について、②移転先における用途に項番号を括弧書きで追加	事後	記載漏れ
平成31年4月1日	6.評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 新里 禎規	市民税課長 神谷 幸彦	事前	軽微な修正
令和2年6月19日	V 1. ①実施日	2015/11/20	2020/6/1	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	V 1. ①実施日	2020/6/1	2020/6/1	事後	評価の見直し
令和3年6月17日	I 5. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	評価の見直し
令和3年6月17日	II 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	57件	60件	事後	数値更新
令和4年6月17日	I 6.評価実施機関における担当部署①部署	総務部 市民税課	財務部 市民税課	事前	軽微な修正
令和4年6月17日	I 6.評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 神谷 幸彦	市民税課長 久高 将智	事前	軽微な修正
令和4年6月17日	IV 2①連絡先	うるま市役所 総務部 市民税課	うるま市役所 財務部 市民税課	事前	軽微な修正
令和5年6月16日	II 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	11件	12件	事後	数値更新
令和5年6月16日	IV 開示請求、問合せ	うるま市役所 総務部 総務課 情報公開担当	うるま市役所 総務部 総務政策課 情報公開担当	事後	軽微な修正
令和5年6月16日	別表移転先一覧	7 こども健康課、8 保育幼稚園課、9 児童家庭課、11 維持管理課	7 子育て世代包括支援センター、8 保育こども園課、9 こども家庭課 11 施設保全課、12 健康支援課	事後	組織改編
令和5年6月16日	II 3特定個人情報の入手・使用①入手元 評価実施期間内の他部署	市民課、国民健康保険課、障がい福祉課、介護長寿課、児童家庭課、保育課、子ども・子育て対策室、生活福祉課、納税課、資産税課	市民課、国民健康保険課、障がい福祉課、介護長寿課、こども家庭課、保育こども園課、子育て世代包括支援センター、福祉政策課、納税課、資産税課	事後	組織改編
令和6年12月25日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1.①システムの名称	Acrocity個人住民税(個人住民税システム)	Acrocity個人住民税(個人住民税システム)→Acrocity標準仕様対応版	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	当初課税支援システム	当初課税支援システム→税務LAN	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 3.特定個人情報ファイル名	個人住民税ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	脱字

令和6年12月25日	I 4.個人番号の利用※ 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	法改正
令和6年12月25日	I 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法改正
令和6年12月25日	I 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 久高 将智	市民税課長	事後	軽微な修正
令和6年12月25日	II 1.特定個人情報ファイル名	個人住民税ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	脱字
令和6年12月25日	II 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目			事前	評価の再実施(記載項目が多数のため、変更前及び変更後のファイルを添付)
令和6年12月25日	II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途 II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			事後	法改正(修正項目が多数のため、変更前及び変更後のファイルを添付)
令和6年12月25日	II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠 II 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途			事後	法改正(修正項目が多数のため、変更前及び変更後のファイルを添付)
令和6年12月25日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	法改正